

高知龍馬マラソン2026警備・交通規制案内業務公募型プロポーザル審査要領

高知龍馬マラソン2026警備・交通規制案内業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知龍馬マラソン2026警備・交通規制案内業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び配点

総合点数は審査員一人あたり100点とし、審査項目及び配点は次のとおりです。

- (1) 実施計画(50点)
 - ・当業務における趣旨が理解され、円滑で総合的な安全対策を取り入れた計画ができているか。
 - ・参加者が安心して参加できる実施計画になっているか。
 - ・通行車両、歩行者等がスムーズに迂回できるような実施計画になっているか。
 - ・苦情、急病、怪我等に対する危機管理計画は十分か。
 - ・本業務に必要な備品等の手配は十分か。
- (2) 業務実績(25点)
 - ・過去5年以内に交通規制を伴うようなスポーツイベント等、類似業務の実績があるか。
- (3) 実施体制(15点)
 - ・円滑に業務を遂行するための、指揮命令系統が構築できているか。
 - ・円滑に業務が進められる警備員の確保ができているか。
 - ・警備員に対する交通誘導等の研修が実施されているか。
- (4) 経費見積書(10点)
 - ・必要と考えられる経費が過不足なく計上されているか。また、積算内訳及び根拠が正しく示されているか。
 - ・他者と同程度の事業内容の場合、見積額がより廉価であるか。

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書による審査委員会を開催します。

開催日 令和7年11月25日(火)(予定)

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書により審査します。
- (2) 各審査委員は、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が6割未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

高知龍馬マラソン2026警備・交通規制案内業務審査基準

審査項目	配点	審 査 の 視 点
実施計画	50	・当業務における趣旨が理解され、円滑で総合的な安全対策を取り入れた計画ができているか。
		・参加者が安心して参加できる実施計画になっているか。 ・通行車両、歩行者等がスムーズに迂回できるような実施計画になっているか。
		・苦情・急病・ケガ等に対する危機管理計画は十分か。 ・本業務に必要な備品等の手配は十分か。
業務実績	25	・過去5年以内に交通規制を伴うようなスポーツイベント等、類似業務の実績があるか。
実施体制	15	・円滑に業務が進められる指揮命令系統が構築できるか。
		・円滑に業務が進められる警備員の確保ができているか。 ・警備員に対する交通誘導等の研修が実施されているか。
経費見積	10	必要と考えられる経費が過不足なく計上されているか。また、積算内訳及び根拠が正しく示されているか。
		他者と同程度の事業内容の場合、見積額がより廉価であるか。